

<p>改正後</p> <p>(船橋からの視界)</p> <p><b>第二条</b> 規程第百十五條の二十三の三第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>○国土交通省告示第七十六号 船舶設備規程(昭和九年通信省令第八号)第百十五條の二十三の三の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>令和五年三月十日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫</p> <p>船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成十年運輸省告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>改正前</p> <p>(船橋からの視界)</p> <p><b>第二条</b> 規程第百十五條の二十三の三第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	

<p>二 全長が五十五メートル以上の船舶及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋における視界は、次に掲げる要件(当該船舶のバラスト水の張排水中であつては、イ及びハに掲げる要件を除く。)に適合するものであること。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>(船橋に設ける窓)</p> <p><b>第三条</b> 規程第百十五條の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全長が五十五メートル以上の船舶及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p>	<p>二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋における視界は、次に掲げる要件(当該船舶のバラスト水の張排水中であつては、イ及びハに掲げる要件を除く。)に適合するものであること。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>(船橋に設ける窓)</p> <p><b>第三条</b> 規程第百十五條の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p>
--	--

附則

**第一条** (施行期日) この告示は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス議定書の実施に関する千九百九十二年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(次項において「現存船」という。)については、改正後の船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。